

「平成22年度独立行政法人医薬品医療機器総合機構契約監視委員会  
(第1回)」議事概要

I 日 時

平成22年6月2日(火) 14:00～16:30

II 場 所

独立行政法人医薬品医療機器総合機構6階会議室3～5

III 出席委員(敬称略)

中村 洋(慶應義塾大学大学院経営管理研究科 教授)

松田 憲二(有限会社マツダ・ビジネス・コンサルティング 代表取締役)

和田 義博(公認会計士)

前川 行久(独立行政法人医薬品医療機器総合機構 監事)

IV 議 事

- (1) 平成21年度調達予定案件に係る契約締結状況
- (2) 平成22年度の契約締結の状況
- (3) 契約監視委員会開催日以降で、9月末までに契約の締結を予定している案件に係る事前点検

V 議事内容

- (1) 平成21年度調達予定案件に係る契約締結状況  
前回審議した平成21年度調達予定案件に係る契約締結状況の概要を説明した。

委員からの意見・質問に対する当機構の回答	
意見・質問	回答
・一般競争入札において、落札率が100%に近い理由は何か。	・予定価格は、市場価格を勘案し算出していることから、結果として、落札率が100%に近くなったものと考えている。

<p>・落札率が極端に低い案件があるがその理由は何か。</p> <p>・コンピュータシステム関係について、落札率が低いものが見受けられるが、ハードを安く契約し、運用等のソフト面で高い契約をしているのではないかとの疑念を感じる。予定価格の設定の仕方はどのように行っているか。</p> <p>・予定価格の精度を高める取り組みをしているか。</p> <p>・予定価格と契約金額の乖離があったものについては、その理由等を評価・分析し、次回より精度の高い入札となるよう工夫すべきではないか。</p> <p>・随意契約によらざるを得ない契約についても、契約価格の妥当性について、検証すべきではないか。</p> <p>・落札企業について、PMDA職員の再就職の状況について、チェックすべきではないか。</p>	<p>・予定価格は、市場価格を勘案し算出していることから、低価格となった理由は不明であるが、落札率が極端に低い案件については、その価格の妥当性等についてヒアリング等を行い、当該価格で履行できるか判断している。</p> <p>・現状では、ハードウェアとソフトウェアを別々に調達していることから、予定価格の設定に際し、運用等のソフト面を考慮した積算がされていないが、今後は、トータルコストを勘案することを検討することといたしたい。</p> <p>・予定価格の設定に際しては、市場価格を勘案し算出しているが、コンピュータシステム関係については、仕様書の作成にあたっては、専門業者に依頼することとしている。また、必要によりシステム専門家（CIO補佐官等）の意見を聞くなど、予定価格の適正性の確保に努めている。</p> <p>・予定価格と契約金額の乖離があったものについては、その理由等を評価・分析するとともに、次回委員会から推測される理由等を記載することといたしたい。</p> <p>・随意契約によらざるを得ない契約についても、契約価格の妥当性について、検証を行うとともに、次回委員会から、コメント等を加えることといたしたい。</p> <p>・職員の再就職の状況については、次回委員会から記載することといたしたい。</p>
---	---

(2) 平成22年度契約の状況について

平成22年度契約の状況について概要を説明した。また、一般競争入札（最低価格落札方式）によらない契約案件について、担当部より説明を行った。

委員からの意見・質問に対する当機構の回答	
意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"><li>・総合評価方式や企画競争の契約案件について、適正な評価を行うための方策は何か。</li><li>・審査の適正性を保つため、審査員に第三者を加えるべきではないか。また、監事や監査室を交えることも考えてはどうか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・複数の職員による評価を行うことにより、適正性の確保に努めている。</li><li>・審査の適正性を確保する観点から、監査室を同席させるなど、検討してまいりたい。</li></ul>

(3) 契約監視委員会開催日以降で、9月末までに契約の締結を予定している案件に係る事前点検

契約監視委員会開催日以降で、9月末までに契約の締結を予定している案件について、随意契約、企画競争、一般競争入札のうちの総合評価落札方式、一般競争入札のうちの最低価格落札方式の順に、担当部より概要を説明した。

委員からの意見・質問に対する当機構の回答	
意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"><li>・公告予定日と開札（契約）予定日の期間は、契約案件に応じて柔軟に対応すべきではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・会計規程上では、公告期間は10日間以上とされているが、競争性を確保する観点から、土日を除き10日間以上とするなど、契約内容に応じ、公告期間を柔軟に対応することとしており、より多くの業者が参加できるように配慮いたしたい。</li></ul> <p>なお、本日審議された9月末までに契約の締結を予定している案件については、競争性を確保する観点から、入札公告前に調達予定としてホームページに掲載することといたしたい。</p>